

川崎市民が寄附すると、個人市民税の軽減等が受けられる N P O 法人一覧

法人の名称	税制上の優遇措置					
	市民税	県民税	所得税	法人税	相続税	みなし寄附金
特定非営利活動法人キーパーソン	○	○	○	○	○	○
特定非営利活動法人スマイルオブキッズ	○	○	○	○	○	○
特定非営利活動法人WE 2 1 ジャパン・たかつ	○	○	○	○	○	○
特定非営利活動法人アクト川崎	○	○	○	○	○	○
特定非営利活動法人ぐらすかわさき	○	○	○	○	○	○
特定非営利活動法人秋桜舎	○	○	○	○	○	○
特定非営利活動法人あさお市民活動サポートセンター	○	○	○	○	○	○
特定非営利活動法人かわさき市民アカデミー	○	○	○	○	○	○
特定非営利活動法人教育活動総合サポートセンター	○	○	○	○	○	○

※ ○を付した税制上の優遇措置が受けられる。

※ 優遇措置の概要は次のとおり。

【市民税】 寄附金額から適用下限額 2,000 円を引いた額の 6%の寄附金税額控除

【県民税】 寄附金額から適用下限額 2,000 円を引いた額の 4%の寄附金税額控除

【所得税】 寄附金額から適用下限額 2,000 円を引いた額の所得控除又は 40%の寄附金税額控除のいずれかを選択できる

【法人税】 認定 N P O 法人には、別枠の損金算入限度額が設けられているため、一般の N P O 法人への寄附と比べて、寄附した会社等で経費にできる寄附金の限度額が高くなる

【相続税】 寄附をした相続財産が非課税になる

【みなし寄附金】 認定 N P O 法人が収益事業から得た利益を非収益事業に使用した場合に、この分を寄附金とみなし、一定の範囲で損金算入できる